

## 第4章 養育費についての記載

### (記載例 1) 養育費条項の前文

**第3条** 甲及び乙は丙の養育費について以下の通り取り決め、合意した。

本項目は養育費についての取り決めが1項目で済まず、第2項、3項と続いていく場合に記載する前文です。例えば記載例12の後に養育費について他の次項目を追加する場合には、記載例12は次のような記載になります。養育費以降の項目については、各項目に前文を含んで記載しております。

以下、他の財産分与や、慰謝料に関しても前文を記載します。それぞれの前文を確認して下さい。

**第4条** 甲及び乙は丙の養育費について以下の通り取り決め、合意した。

1. 甲は乙に対し、丙の養育費として平成 年 月より丙が満20歳に達する日の属する月まで、毎月金3万円ずつ、乙が指定する下記口座に毎月末日限り当月分を振り込むことにより支払う。
2. (他項目)
3. (他項目)
  - ・
  - ・
  - ・

### (記載例 2) 養育費を子供が成人するまで毎月一定額を支払う場合

・強制執行可能・単純執行文

**第4条** 甲は乙に対し、丙の養育費として平成 年 月より丙が満20歳に達する日の属する月まで、毎月金3万円ずつ、乙が指定する下記口座に毎月末日限り当月分を振り込むことにより支払う。

養育費に関する記載で最も一般的な記載例です。子供が1人で養育費の月額が支払の終期まで変わることなく一定の場合の記載例です。

子供が1日生まれの場合には注意が必要です。記載例25を参照して下さい。

「末日限り」の部分は「5日限り」「10日限り」など、協議の結果によって変わってきます。

「毎月3万円ずつ、翌月分を乙が指定する下記口座に毎月末日限り振り込むことにより支払う」とすることも可能です。また、「前月分を翌月5日までに」などの記載も考えられます。

～振り込み口座について～

養育費の振り込み口座はお子様の口座を指定するのが望ましいでしょう。

#### 養育費振込口座

金融機関名 ○○銀行 △△支店

店番 123

口座番号 普通 1234567

名義人 ○○ ジロウ (カタカナで表記)

子の氏の変更申立許可後の氏名 △△ ジロウ

その他、金銭の振込口座の記載は上記のように行います。財産分与や慰謝料の振込先は子供ではなく妻もしくは夫本人の口座を指定します。

- (記載例 3) (記載例 10) の場合で、夫から妻へ次男についての養育費を支払う場合  
・強制執行可能・単純執行文

第4条 甲は乙に対し、乙が監護養育する丁の養育費として平成 年 月より丁が満 20 歳に達する日の属する月まで、毎月金 3 万円ずつ、乙が指定する下記口座に毎月末日限り当月分を振り込むことにより支払う。

長男は夫が親権者で監護養育し、二男の親権者は妻としている場合で、夫が妻に対して次男の養育費を支払う場合の記載です。

- (記載例 4) (記載例 12) で子供が 2 人以上いる場合 (2 人とも月額、支払終期とも同じ)  
・強制執行可能・単純執行文

第4条 甲及び乙は丙及び丁の養育費について以下の通り取り決め、合意した。

1. 甲は乙に対し、丙及び丁の養育費として平成 年 月より丙丁がそれぞれ満 20 歳に達する日の属する月まで、1 人につき毎月金 3 万円ずつ、乙が指定する下記口座に毎月末日限り当月分を振り込むことにより支払う。
2. 養育費の支払金額は平成 年 月 (支払い開始月) より平成 年 月 (丙が満 20 歳に達する日の属する月) まで毎月金 6 万円とし、平成 年 月 (丙が満 20 歳に達する日の属する月の翌月) 以降丁が満 20 歳に達する日の属する月まで金 3 万円とする。

第 2 項として、金額が変動する時期と変動後の金額を記載しておきます。

- (記載例 5) (記載例 14) で子供によって月額、支払終期が違う場合  
・強制執行可能・単純執行文

第4条 甲及び乙は丙及び丁の養育費について以下の通り取り決め、合意した。

1. 甲は乙に対し、丙の養育費として平成 年 月より丙が満 20 歳に達する日の属する月まで、毎月金 3 万円ずつ乙が指定する下記口座に毎月末日限り当月分を振り込むことにより支払う。
2. 甲は乙に対し、丁の養育費として平成 年 月より丁が満 22 歳に達する日後最初の 3 月まで、毎月金 4 万円ずつ乙が指定する下記口座に毎月末日限り当月分を振り込むことにより支払う。
3. 養育費の支払金額は平成 年 月 (支払い開始月) より平成 年 月 (丙が満 20 歳に達する日の属する月) まで毎月金 7 万円とし、平成 年 月 (丙が満 20 歳に達する日の属する月の翌月) 以降丁が満 22 歳に達する日の属する月まで金 4 万円とする。

このような記載例になる場合とは、例えば、上の子が女の子で短期大学の付属高校に通学している場合などがあげられます。また、下の子は男の子で親としても 4 年制大学へ進学することを前提としている場合が相当します。本記載例も第 3 項として金額が変動する時期を記載しておきます。